

(別紙)

## 答 申

### 審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について不開示とした情報のうち、

- 1 起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」における「施設への改善指導」、「介護サービス改善に関する指導・助言書」における「改善すべき事項」及び「高齢者虐待・苦情・相談に関する報告書」における「事実調査結果」については開示すべきである。
- 2 「苦情等に関する改善状況報告書」における「改善すべき事項」については、「苦情等に関する改善状況報告書」全体を開示請求の対象外とすべきである。

### 理 由

#### 第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は成年被後見人である本人（以下「本人」という。）の法定代理人であり、平成19年12月12日、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第16条第2項の規定に基づき、本人に代わって、実施機関に対して次の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「〇〇北九州市介護保険課の〇〇に対する調査の全て 〇〇担当」

- 2 実施機関は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、平成20年1月15日付で一部開示の決定（平成20年1月15日付北九保地介第1074号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成20年1月17日に受領した。

- 3 異議申立人は、平成20年3月13日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

#### 第2 異議申立人の主張要旨

## 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

### (1) 個人情報について

条例における個人情報とは何か。事業所・職員の個人情報をいうのか、それとも利用者の個人情報をいうのか。

前者であっても、それは利用者本人に関する管理情報であり、事業所・職員とも利用者に係った職務上の情報であるから、秘密にする理由がなく全て明らかにすべきである。

後者ならば、当然全て利用者本人は開示請求の権利がある。

### (2) 条例第18条第2号該当性について

ア 事業所職員の氏名については、本人が事業所でどのような対応をされたのかを知る重要な情報であり、不開示とするのは条例第18条第2号ただし書ア及びイに反し、開示請求者の権利利益を侵害し不当である。

イ 事業所職員の印影については、偶々印影であったが、氏名の情報である。印影という理由で氏名を不開示とするのは条例第18条第2号ただし書ア及びイに反し、開示請求者の権利利益を侵害し不当である。氏名は開示すべきである。

ウ 認知症である本人は事業所内でどのような対応がなされたのか全く説明できない。このような原因を確認・追究するため事業所職員の氏名及び印影情報の開示は必要である。生命・健康・生活・財産の侵害有無の原因を調べるために必要な情報を不開示とするのは、知る権利の侵害である。また、事業所での職員氏名は職務分担と密接不可分であり、その者がどのような職務を遂行する立場にあったかを知る上で必要な情報である。

エ 「入浴台帳」における「入浴介助職員の氏名」については、実施機関が直接介助した職員の氏名を知り得ていない旨主張しているが、事業所が担当の

有無を選別すればよいことである。直接介助した職員を知り得ていないのは、実施機関の責任であり、事業所に確認して開示できる。介助者の特定は市と事業所の問題であり、介助者はその中に必ず含まれており特定できるのに、それをせずこのようなことを主張するのは不当である。まして全てを非開示とする理由がなく不当である。特定できなければ、全員を開示するのが当然である。条例第18条第2号ただし書ア及びイに反し不当である。

オ 「報告書」における「対応記事」については、実施機関は開示請求者以外の個人に関する情報であると主張しているが、開示請求者かどうかは不明であり、明らかなその部分は削除して開示すればよい。条例第18条第2号ただし書ア及びイに反し不当である。

### (3) 条例第18条第3号該当性について

ア 事業所等の印影については、印影との理由で不開示にすることは不当であり、開示請求者の権利を侵害している。不開示は条例第18条第3号ただし書に反し不当である。

イ 起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」における「施設への改善指導」については、実施機関が事業所に指導した内容で、本人へ提供された介護サービスであることを承知しながら、指導内容を不開示とする正当な理由がなく、開示請求者の権利利益を侵害するもので不当である。

改善すべき不具合項目を不開示とすることは、原因究明を阻み、利用者の知る権利を侵害する。改善指導は事業所に対してというが、事業所が独占する内部管理情報ではなく不当である。

実施機関は当該事業所のサービス全般に指導が必要な印象を与える可能性があると主張するが、個別事象を全てにすり替え、結果的に事業所の権利利益を擁護する実施機関の姿勢は公正・中立でなく、事業所に偏っているのではないかとの印象を抱かせる。事業所の正当な利益を害するなどの主張は不当で、事実を隠蔽する意図が明白である。条例第18条第3号ただし書に反し、不開示とするのは不当である。

ウ 「介護サービス改善に関する指導・助言書」における「改善すべき事項」については、本人が事業所でどのように対応されたかを知る上で不可欠な情報である。開示請求者は当事者であり、事業所への指導内容は当然知る権利がある。事業所が独占する内部管理情報ではない。不開示は開示請求者の権利利益を侵害し、条例第18条第3号ただし書に反し不当である。

エ 「苦情等に関する改善状況報告書」における「改善すべき事項」については、開示請求者が当然知るべき情報であり、不開示とするのは開示請求者の権利利益を侵害し、条例第18条第3号ただし書に反し不当である。

実施機関の主張する福岡県の調査云々は正確な情報ではない。県と市の情報公開は関係がなく、そのような理由で不開示とすることは、条例第18条第3号ただし書に抵触し不当である。

オ 「苦情相談票（〇〇調査）」における「事情聴取内容」については、不開示とすることは条例第18条第3号ただし書に反し不当である。

実施機関は断片的な事実が多く事業所の心証等が含まれていると主張するが、それらは開示請求者にとって重要な情報であり、開示すべきである。開示することによる本人との関係悪化について、実施機関が考慮する必要はない。また、他の利用者に事業所について誤った印象を与える可能性があるというのは論外で、そういう事実を隠蔽する主張であり不当である。

カ 「高齢者虐待・苦情・相談に関する報告書」における「事情調査結果」及び「事業者からの相談票」における「相談内容」については、不開示とすることは条例第18条第3号ただし書に反し不当である。

実施機関はいずれも不十分な情報と主張しているが、不十分な状態は追加資料の提供を受けたことにより解消されているため、開示しても事業所に対する誤った印象を与えることはなく、開示すべきである。

#### （4）条例第18条第7号該当性について

ア 「苦情相談票（〇〇調査）」における「事情聴取内容」及び「事業者からの相談票」における「相談内容」については、実施機関はいずれも開示すると事業所が正確な情報を出し渋るおそれがあると主張するが、具体的な根拠がない。事業所はそのようなことに係わりなく、自己に都合のよい情報しか出さず、不開示とする具体的・合理的な根拠がなく不当である。

イ 「苦情相談票（〇〇調査）」における「事情聴取内容」については、実施機関が協力・信頼関係を強調して主張するのは、事業所の主張におもねり擦り寄る姿勢と思われる。公にしない約束等は開示請求者にとって不知であり、そのような理由で不開示にすることは開示請求者の権利利益を侵害し不当である。本号に該当するというのは、不開示にしたいたための主張であり、事業所が情報提供しなければ、法に則り対応すればよい。

ウ 「事業者からの相談票」における「相談内容」については、実施機関は事業所の任意協力を主張するが、必要な情報収集等を法で担保されている実施

機関が、事実を軽視して事業所に偏り同調している印象を抱かせる主張であり、公正・中立でない。不開示は不当である。開示請求者にとって重要な情報であり、本号は不開示の根拠とはならない。

### 第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

#### 1 条例第18条第2号の該当性について

(1) 事業所職員の氏名、事業所職員の印影及び「報告書」における「対応記事」については、本人以外の特定の個人を識別できる情報である。

また、当該情報は慣行として知り得る情報でなく、知ることが予定されている情報でもないため、本号ただし書アに該当しない。

加えて、当該情報は人の生命、健康、生活、財産等を保護するために開示すべき情報に該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

(2) 「入浴台帳」における「入浴介助職員の氏名」については、本人を直接介助していない職員も含まれており、実施機関はそれを知り得ていない。このため、入浴介助を担当した事業所職員全員の氏名が本人以外の個人情報に当たる。

#### 2 条例第18条第3号の該当性について

(1) 事業所等の印影については、記載事項の内容が事業所等のものであることを示す認証的機能を有する性質があり、開示することにより偽造の可能性があり、事業所等の正当な利益を害するおそれがある。

また、これら印影は本号ただし書に該当する情報でもない。

(2) 起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」における「施設への改善指導」及び「介護サービス改善に関する指導・助言書」における「改善すべき事項」については、開示することにより、事業所の介護サービス全般に改善指導が必要な印象を与える可能性があり、事業所のその他正当な利益を害するおそれがある。

また、一般に、虐待の事実が確認されたときでも、それだけで直ちに事業所名等が公表されるものではなく、指定取消しに至るような場合に初めて公表されるものであることからも、そこまでに至らない段階では、当該情報は開示すべきでないと考える。

(3) 「苦情等に関する改善状況報告書」における「改善すべき事項」については、福岡県が事業所全体の調査を行っている途中であり、県知事の改善・指導内容が確定しない状態で開示することは、事業所に対する誤った印象を与えることになり、事業所のその他正当な利益を害するおそれがある。

また、異議申立人は県の調査と開示請求とは無関係であると主張するが、施設の運営基準の調査を県が行う関係から、当該事案について無関係とは言えない。

(4) 「苦情相談票（〇〇調査）」における「事情聴取内容」については、断片的な事実が多く異議申立人からの苦情に対する心証等が含まれており、開示することにより本人と事業所の関係が悪化し、また、他の利用者に事業所に対する誤った印象を与える可能性があり、事業所のその他正当な利益を害するおそれがある。

(5) 「高齢者虐待・苦情・相談に関する報告書」における「事情調査結果」及び「事業者からの相談票」における「相談内容」については、実施機関は、その内容が不十分と判断し、追加資料の提出を求め、提出を受けている。そのような不十分な状態の文書を公にすることは、事業所に対する誤った印象を与える可能性があり、事業所のその他正当な利益を害するおそれがある。

### 3 条例第18条第7号の該当性について

「苦情相談票（〇〇調査）」における「事情聴取内容」及び「事業者からの相談票」における「相談内容」については、公にしないことを前提に事業所の任意の協力により得られた情報である。このため、当該情報を開示すると事業所との協力関係や信頼関係を著しく害することになり、今後、事業所のみならず、他の事業者も苦情・相談や調査に関する情報提供を行わなくなる可能性があり、適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 第4 審査会の判断

### 1 本件保有個人情報の概要等

(1) 本件保有個人情報は、本人の短期入所生活介護事業者である「〇〇（以下「事業所」という。）」の利用に関して苦情・相談や虐待の通報がなされたことを受けて、実施機関が実施した調査に関する記録のうち、本人に係る個人情報である。

(2) 実施機関が本件保有個人情報と特定したもののうち、不開示情報は次のとお

りである。

- ア 「〇〇氏の入浴について」(以下「文書 1」という。)における「報告者の氏名」
- イ 「入浴台帳」(以下「文書 2」という。)における「入浴介助職員の氏名」
- ウ 「事情調査結果通知書に伴う回答書」(以下「文書 3」という。)における「事業所の印影」
- エ 「事情調査結果通知書」(以下「文書 4」という。)における「事業所職員の印影」
- オ 起案文書「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事実確認について」(以下「文書 5」という。)における「施設への改善指導」
- カ 「介護サービス改善に関する指導・助言書」(以下「文書 6」という。)における「改善すべき事項」
- キ 「苦情等に関する改善状況報告書」(以下「文書 7」という。)における「改善すべき事項」
- ク 「苦情相談票(〇〇現地調査)」(以下「文書 8」という。)における「事業所職員の職・氏名」及び「事情聴取内容」
- ケ 「高齢者虐待・苦情・相談に関する報告書」(以下「文書 9」という。)における「事実調査結果」及び「事業所の代表者の印影」
- コ 「相談・苦情内容記録票」(以下「文書 10」という。)における「事業所職員の印影」
- サ 「会議報告書」(以下「文書 11」という。)における「報告者の氏名」及び「事業所職員の印影」
- シ 「報告書」(以下「文書 12」という。)における「報告者の氏名」、「対応記事」及び「事業所職員の印影」
- ス 「事故報告書」(以下「文書 13」という。)における「事業所職員の印影」
- セ 「診療情報提供書」(以下「文書 14」という。)における「医師の印影」
- ソ 「事業者からの相談票」(以下「文書 15」という。)における「相談内容」

## 2 個人情報開示請求権制度について

異議申立人は、「条例における個人情報とは何か。事業所・職員の個人情報をいうのか、それとも利用者の個人情報をいうのか。前者であっても、それは利用者本人に関する管理情報であり、事業所・職員とも利用者に係った職務上の情報であるから、秘密にする理由がなく全て明らかにすべきである。後者ならば、当然全て利用者本人は開示請求の権利がある。」と主張している。

そこで、まず、本市の条例が定める個人情報開示請求権制度について概説する。

条例第 2 条第 2 項は、条例の対象となる個人情報の定義を、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等によ

り特定の個人を識別することができるもの」と定めている。

本市の条例は、このような個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的（第1条）として制定されたものである。

そして、実施機関による保有個人情報の取扱いにより、個人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、保有個人情報の正確性の確保（第9条）を要請した上、第16条第1項で、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と定め、自己に関する個人情報についての開示請求権制度を設けている。

このように、開示請求権制度は、個人が、実施機関の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するために設けられた制度であるので、開示請求の対象となるのは、あくまでも自己に関する個人情報に限られている。このことは本件開示請求についても同様で、たとえ本人の介護サービス等の利用に関連して事業所職員が作成した管理情報であっても、本人の個人情報（本人を識別できる情報）でないものは開示請求の対象とならないこととなる（後記第4、5、（3）、ウ参照）。

また、本市の条例は、上記開示請求権制度の趣旨から開示を原則としているが、自己に関する個人情報が、同時に、他者の個人情報、法人等に関する情報等としての意味内容を有する場合も多い。このような場合には、第三者や法人等の権利利益、公共の利益等も適切に保護する必要があることから、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として列挙している（第18条第1号～第8号）。言い換えれば、開示請求の対象となる自己に関する個人情報であっても、条例第18条各号の不開示情報に該当する場合は、開示してはならないこととなる。

当審査会は、以上のような個人情報開示請求権制度の趣旨を踏まえ、本件不開示情報の妥当性について、以下のとおり検討する。

### 3 条例第18条第2号該当性について

（1）条例第18条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は不開示とすることを定めている。

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者の情報が含まれ

ている場合があり、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報を不開示情報と定めたものである。

一方、本号ただし書では、

- ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいため、開示すべきことが定められている。

このうち、ただし書アの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、北九州市情報公開条例第7条第1号アの「慣行として公にされ」ている情報や開示請求者自身の家族構成に関する情報のように、事実上の慣習として知ることができる情報を指す。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人がたまたま知ることができたとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらないと考えられる。

また、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、一般的に、事故や災害などによる危害を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報を指すと考えられる。

(2) 本件不開示情報のうち、本号に該当するとして不開示とされた情報は、以下の情報である。

- ア 文書1における「報告者の氏名」
- イ 文書2における「入浴介助職員の氏名」
- ウ 文書4における「事業所職員の印影」
- エ 文書8における「事業所職員の職・氏名」
- オ 文書10における「事業所職員の印影」
- カ 文書11における「報告者の氏名」及び「事業所職員の印影」
- キ 文書12における「報告者の氏名」、「対応記事」及び「事業所職員の印影」
- ク 文書13における「事業所職員の印影」

(3) 本号該当性判断

## ア 事業所職員の職・氏名及び対応記事

当審査会が見分したところ、文書1は、実施機関が事業所より提出を受けた本人の入浴についての報告書であり、報告者である事業所職員の氏名が不開示となっている。

文書2は、事業所が利用者に対して提供した入浴介助についての記録であり、介助や着脱を担当した事業所職員の氏名が不開示となっている。

文書8は、実施機関が異議申立人から受けた苦情・相談に関し事業所に対し行った調査の記録であり、対応した事業所職員のうち施設長を除く者の職・氏名が不開示となっている。

文書11は、本人の件について事業所職員と異議申立人とが話し合いをした際の記録（報告書）であり、報告した事業所職員の氏名が不開示となっている。

文書12は、本人の件について電話等で事業所職員が関係者とやり取りした記録（報告書）であり、報告した事業所職員の氏名及び本人以外の第三者との対応記事が不開示となっている。

このような「事業所職員の職・氏名及び対応記事」は、いずれも本人以外の第三者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるので、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書該当性について検討すると、「事業所職員の職・氏名及び対応記事」については、法令の規定により一般に公にされている情報ではなく、また、慣行として公にされているという特段の事情も見当たらないことから、本人が知り得る情報とは言えないので、ただし書アに該当しない。

なお、異議申立人は、文書2における「入浴介助職員の氏名」については、本人の入浴介助を行った職員も含まれており、実施機関は事業所に確認して開示すべきであると主張している。確かに、実際に入浴介助を受けた利用者であれば介助した職員の氏名を記憶している場合があることは否定し難いが、個別的な事例であり、「慣行として」利用者が知り得る情報とは言えず、また、実施機関は、条例上開示不開示の決定に当たり、介助した職員の氏名を事業所に確認する義務を負うものではない。

また、「事業所職員の職・氏名及び対応記事」は、「事故や災害などによる危害を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報」とは言えないので、ただし書イに該当しない。

したがって、「事業所職員の職・氏名及び対応記事」はいずれも、本号本文に該当し、かつ、ただし書ア及びイのいずれにも該当しないので、不開示とするのが妥当である。

## イ 事業所職員の印影

当審査会が見分したところ、文書4は、福岡県運営適正化委員会が異議申立人から受けた苦情相談に基づき実施した調査に関する、事業所に対して通知した調査結果通知書であり、事業所職員の印影が不開示となっている。

文書10は、事業所が異議申立人からの苦情・相談を受けた際に作成した対応記録であり、事業所職員の印影が不開示となっている。

文書13は、事業所が作成した本人の転倒事故についての対応記録であり、事業所職員の印影が不開示となっている。

文書11及び文書12においても、事業所職員の印影が不開示となっている。

このような「事業所職員の印影」は、いずれも本人以外の第三者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるので、本号本文に該当する。

また、個人の印影が示す情報は単に氏名だけでなく、その固有の形状が個人情報として保護の対象となるものである。実印は印鑑登録制度の下で社会生活上重要なものとして保護され、また、認印であっても銀行預金通帳などの重要なものに使用されることも十分想定されるところであり、他にみだりに開示されない利益を有しているというべきである。

こうした個人の印影の性質からして、「事業所職員の印影」は、法令の規定により又は慣行として一般に本人が知り得る情報とは言えず、「事故や災害などによる危害を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報」とも言えないもので、ただし書ア及びイに該当しない。

したがって、「事業所職員の印影」はいずれも、本号本文に該当し、かつ、ただし書ア及びイのいずれにも該当しないので、不開示とするのが妥当である。

なお、異議申立人は、偶々印影であったが、氏名の情報であり、印影という理由で氏名を不開示とするのは、開示請求者の権利利益を侵害し不当であるとの主張をしているが、印影部分の氏名はその印影と一体不可分であり、印影部分の氏名と印影を切り離して開示の可否を問うことは不可能である。

#### 4 条例第18条第7号該当性について

(1) 条例第18条第7号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とすることを定め、不開示とする情報の例示としてアからオまでを列挙している。

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示と

することを定めたものである。

(2) 本件不開示情報のうち、本号に該当するとして不開示とされた情報は、以下の情報である。

- ア 文書 8 における「事情聴取内容」
- イ 文書 15 における「相談内容」

(3) 本号該当性判断

#### ア 事情聴取内容

当審査会が見分したところ、不開示とされた文書 8 における「事情聴取内容」は、実施機関が、事業所の現地調査を行った際、事業所職員に対して聞き取りした内容であり、所感を交えて語られた事実関係などがほぼ忠実に記載されている。

本件請求における事業所に対する調査は、事業所が提供した介護サービス等により本人の健康が悪化したとして、異議申立人が実施機関に対して苦情（以下「本件苦情」という。）を申し出したことにより開始されたものである。異議申立人が本件苦情の中で「高齢者に対する虐待にも当たると考えている」と主張していることを受け、実施機関は本件苦情を、高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第 21 条で規定する、「養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者」からの通報と位置づけている。

ところで、高齢者虐待防止法に基づく通報を受けた実施機関は、まずは、早急に通報内容の事実確認や高齢者の安全確認（以下「事実確認等」という。）を調査する必要があるが、これについては法令等に特段の規定は無く、厚生労働省が平成 18 年 4 月に作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（以下「厚労省マニュアル」という。）で定められている。

この厚労省マニュアルによると、事実確認等の調査は、実施機関が「当然行うべき責務」であって、「当該施設・事業所の任意の協力のもと」行われるものであり、調査に当たっては、「高齢者や養介護施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮」が必要であるとされている。

また、高齢者虐待防止法第 24 条では、通報を受けた市町村は、「老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする」と規定しているが、厚労省マニュアルでは、同条の権限行使するのは、事実確認等の結果、「高齢者虐待が認められた場合」とされている。

本件「事情聴取内容」は、実施機関が高齢者虐待防止法第24条に基づく権限を行使して入手したものではなく、当該権限を行使する前段階において、事業所の任意協力のもとに行われた事実確認等の調査により実施機関に提供された情報である。

このような情報が開示されると、今後、実施機関が必要とする情報が提供されなくなることが十分予想され、ひいては保険者である実施機関と事業所との信頼関係が損なわれ、介護保険事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「事情聴取内容」は、本号に該当し、不開示とするのが妥当である。

#### イ 相談内容

文書15における「相談内容」は、本人が介護サービス等を利用したことについて、事業所職員が実施機関に電話で相談した内容を実施機関が記録したものであり、異議申立人とのやりとりなど、事業所職員の所感を交えて語られた発生当時からの事実関係が記載されている。

この事業所職員から実施機関への相談は、実施機関が異議申立人より本件苦情を受ける前になされたものである。特に法令等の根拠に基づくものではなく、事業所の自主的な判断によって行われたものであり、その「相談内容」は、事業所から任意に提供された情報であると言える。

このような情報が開示されると、今後、実施機関が必要とする情報が提供されなくなることが十分予想され、ひいては保険者である実施機関と事業所との信頼関係が損なわれ、介護保険事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「相談内容」は、本号に該当し、不開示とするのが妥当である。

### 5 条例第18条第3号該当性について

(1) 条例第18条第3号は「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について不開示とすることを定めている。

本号は、法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）の当該情報に関する情報の不開示情報として要件を定めたものであり、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

一方、ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開

示することが必要であると認められる情報」については、開示すべきことが定められている。これは、条例上保護すべき法人等に関する情報であっても、公益上の必要性が認められる場合は開示するとするものであり、一般的に、事故や災害などによる危害を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報を指すと考えられる。

(2) 本件不開示情報のうち、本号に該当するとして不開示とされた情報は、以下の情報である。

- ア 文書 3 における「事業所の印影」
- イ 文書 5 における「施設への改善指導」
- ウ 文書 6 における「改善すべき事項」
- エ 文書 7 における「改善すべき事項」
- オ 文書 8 における「事情聴取内容」
- カ 文書 9 における「事実調査結果」及び「事業所の代表者の印影」
- キ 文書 14 における「医師の印影」
- ク 文書 15 における「相談内容」

(3) 本号該当性判断

ア 法人等の印影

当審査会が見分したところ、文書 3 は、福岡県運営適正化委員会が異議申立人から受けた苦情相談に基づき実施した調査に関して、事業所が提出した回答文書であり、事業所の印影が不開示となっている。

文書 9 は、事業所が実施機関に対して提出した異議申立人からの苦情及び相談に関する報告書であり、事業所の代表者の印影が不開示となっている。

文書 14 は、医師が事業所へ提出した本人の転倒事故による外傷についての所見であり、医師の印影が不開示となっている。

これらの「法人等の印影」は、文書 3、文書 9 及び文書 14 が真正に作成されたことを示すために押捺されたものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められる。

ところで、「法人等の印影」は、一般的に、取引や契約関係において認証的機能を有しており、商慣習上重要なものとして保護されている。また、たとえ認印であっても取引や銀行預金通帳のような重要なものに使用されることも十分想定されるところである。

このように、「法人等の印影」は、法人等が事業活動を行う上で重要な内部管理情報として他にみだりに開示されない利益を有しているというべ

きであり、「法人等の印影」がその意思によらずに開示されることは、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、本号本文に該当する。

また、「法人等の印影」は、「事故や災害などによる危害を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報」とは言えないので、本号ただし書に該当しない。

したがって、「法人等の印影」は、本号本文に該当し、かつ、ただし書に該当しないので、不開示とするのが妥当である。

#### イ 施設への改善指導及び文書 6 の改善すべき事項

不開示とされた文書 5 における「施設への改善指導」及び文書 6 における「改善すべき事項」は、実施機関が事業所に対して行った介護サービス等についての改善指導の内容である。

介護サービスに関する苦情・相談手続については、北九州市養介護施設従事者等からの高齢者虐待及び介護保険苦情・相談処理要綱で定められており、その第 8 条は、「実施機関が養介護施設の設置者等の介護サービス等の提供に関して改善の必要を認める場合は、当該養介護施設の設置者等に対し、改善の指導又は助言を行うとともに、高齢者虐待・苦情・相談処理の結果について、当該通報者・利用者等に対して通知する」ことを規定している。そのため、異議申立人は実施機関が行った事業所に対する指導内容を既に実施機関から通知を受けて知っているものと認められる。

そして、当審査会が見分したところ、文書 5 及び文書 6 の不開示箇所は、既に異議申立人が実施機関から受け取った事業所に対する指導通知書に記載されている指導内容とほぼ同一であった。このように、異議申立人が既に同じ内容を知っている以上、開示することによって実施機関が主張するような事業所の権利利益を害するおそれはないと考えられる。

したがって、「施設への改善指導」及び文書 6 の「改善すべき事項」については、本号に該当しないため、開示することが妥当である。

#### ウ 文書 7 の改善すべき事項

文書 7 は、文書 6 による指導・助言を受けて、事業所から実施機関に対して提出された改善状況報告書であり、「改善すべき事項」が不開示となっている。

ところで、当審査会が見分したところ、文書 7 には、報告した日付、事業者・担当者名、改善すべき事項等が記載されているが、本人の個人情報、すなわち、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、

生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（条例第2条第2項）はどこにも記載されていないことが確認できた。

確かに、「本人に係る苦情等の申立てに対応したものなので、個人情報に当たる」と考え、できる限り開示請求の対象としようとする実施機関の姿勢は理解できるものの、前記第4、2のとおり、条例第16条に規定する開示請求の対象となるのは本人の個人情報に限られており、本人の個人情報が記載されていない文書7を本件請求の対象とした実施機関の判断は条例の解釈を誤ったものであると言わざるを得ない。

したがって、文書7は、本人の個人情報が記載されていないので、文書7全体を開示請求の対象外とすることが妥当である。

## 工 事実調査結果

不開示とされた文書9における「事実調査結果」は、異議申立人からの苦情を受けて、実施機関が、苦情相談処理要綱第7条第1項に基づき、事業所に依頼した事実関係及び処理方針についての調査に対して、事業所が行った報告書に記載されている調査結果の内容である。

実施機関は、内容が不十分であったため、後日改めて報告書を提出させている経緯から、当該情報が不十分な状態であり、開示されることにより事業所に対する誤った印象を与える可能性があるとして、不開示としている。

しかしながら、当審査会が見分したところ、本件処分によって調査結果の詳細が他で開示されており、また、不開示とされた情報は、開示された調査結果の詳細を総括的にまとめた内容に過ぎず、開示しても当該事業所に対し誤った印象を与えるおそれはないと考えられる。

したがって、「事実調査結果」については、本号に該当しないので、開示することが妥当である。

## 才 事情聴取内容及び相談内容

不開示とされた文書8の「事情聴取内容」及び文書15の「相談内容」は、既に条例第18条第7号に該当するため不開示を妥当と判断しているため、本号該当性判断は行わないこととした。

## 6 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。